

議案第61号

読谷村教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例

読谷村教育支援委員会設置条例（昭和50年読谷村条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、読谷村立幼稚園、小学校及び中学校において、特別支援教育を必要とする幼児、児童及び生徒に対する適切な教育を行うため、読谷村教育支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、特別支援教育を必要とする幼児の就園先の決定及び教育措置又は特別支援教育を必要とする児童及び生徒の就学先の決定及び教育措置について必要な事項を調査審議し、その結果を答申する。

第4条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 読谷村立幼稚園長及び小学校長
- (2) 読谷村立中学校長

第4条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 特別支援教育担当教諭

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第4条の規定により改正前の第1条に規定する委員会の委員（以下「旧委員」という。）に委嘱されている者は、改正後の第4条の規定により改正後の第1条に規定する委員会の委員（以下「新委員」という。）に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該新委員の任期は、旧委員としての残任期間とする。

令和7年9月9日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實